

## 看護師等修学資金貸与に係る個人情報を含む郵便物の紛失について

このことについて、下記のとおり、個人情報を含む郵便物が紛失する事案が発生いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## 1 事案の概要

看護師等修学資金の貸与に係る県と看護師等養成所の学生(修学生)との契約書を、普通郵便で、当該修学生が在籍する養成所に送付したところ、36校のうち2校について、契約書が到達せず所在不明になったもの。

## 2 経過

5月27日	・契約書を養成所36校に郵送。翌日、その旨を電子メールで連絡。 ※宛先の誤りなし。 ※複数人で宛先と内容物の突合を徹底して発送。 ※文書発送簿に36件発送の記録あり。
6月3日	・埼玉県内の養成所1校から、到達しない旨の連絡あり。
6月10日	・福島県内の養成所1校から、到達しない旨の連絡あり。
6月12日	・上記2校には再確認を求めていたところ、この日までに、到達しない旨の最終的な回答あり。
6月13日	・上記2校を除く34校には到達していることを確認。 ・郵便局に対して、上記2校宛の郵便物の調査を依頼。 ・契約書が所在不明となった学生に対し、その旨を連絡。

## 3 所在不明となった郵便物

## (1) 内容

- 修学資金貸与契約書(修学生の氏名、貸与月額、貸与期間等諸条件の記載あり。修学生の署名押印なし。県の記名押印あり。)
- 養成所宛に契約書の取りまとめを依頼する文書

## (2) 数量

- 修学生2名分(埼玉県内の養成所及び福島県内の養成所の修学生各1名分)

## 4 今後の対策

個人情報を含む郵便物については、紛失時に責任の所在が不明確にならないよう、書留等により発送する取扱いとする。